○法務省告示第三百三十五号

愛知県新城市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年六月十九日　法務大臣　上川　陽子

愛知県南設楽郡作手村大字保永字布路六十九番地　平松　ぬい

○法務省告示第三百三十六号

広島県尾道市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年六月十九日　法務大臣　上川　陽子

広島県尾道市吉和町六十八番地の二　児玉　アイヨ

○法務省告示第三百三十七号

岩手県八幡平市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年六月十九日　法務大臣　上川　陽子

岩手県二戸郡荒沢村大字荒屋字曲田十九番地　齋藤　サン

○法務省告示第三百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日　法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社中村建設	東京都足立区東和五丁目十番二十三号	建設機械施工

○法務省告示第三百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日　法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社道筋	北海道帯広市西二十三条北一丁目二番地三	鉄筋施工
丹羽鉄筋興業株式会社	北海道帯広市西二十三条北一丁目二番地の三	鉄筋施工

○外務省告示第百九十九号

国際連合安全保障理事会決議第千三百三十二号及び平成二十七年第百六十五号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年五月十八日及び二十二日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第二三三三号8（c）、第二三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年六月十九日　外務大臣　岸田　文雄

別表の158.及び519.を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

158. アイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（別名：(a)アイマン・アル・ザワハリ(b)アフメド・フアド・サリム(c)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ラビ・アブデル・ムアズ(d)アル・ザワヒリ・アイマン(e)アブドゥル・カーデル・アブドゥル・アジーズ・アブドゥル・モハズ・アル・ドクトル(f)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ラビ(g)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ラビー(h)アル・ザワヒリ・アイマン・モハメド・ロビ(i)ダワヒリ・アイマン(j)エッダウヒリ・アイマン(k)ヌール・アル・ディーン・アブー・モハンメド(l)アイマン・アル・ザワハリ(m)アフマド・フアド・サリム(n)アブー・ファトウマ(o)アブー・モハンメド）

AIMAN MUHAMMED RABI Al-ZAWAHIRI （a.k.a.: (a)Ayman Al-Zawahari (b)Ahmed Fuad Salim (c)Al Zawahry Aiman Mohamed Rabi Abdel Muaz (d)Al Zawahiri Ayman (e)Abdul Qader Abdul Aziz Abdul Moez Al Doctor (f)Al Zawahry Aiman Mohamed Rabi (g)Al Zawahry Aiman Mohamed Rabie (h)Al Zawahry Aiman Mohamed Robi (i)Dhawahri Ayman (j)Eddaouahiri Ayman (k)Nur Al Deen Abu Mohammed (l)Ayman Al Zawahari (m)Ahmad Fuad Salim (n)Abu Fatma (o)Abu Mohammed）

称号：(a) Doctor(b) Dr.

役職：不明

生年月日：1951年６月19日

出生地：Giza, Egypt

国籍：エジプト

旅券番号：(a)エジプト旅券番号　1084010(b)旅券番号　19820215

ＩＤ番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2001年１月25日（2007年７月２日、７月18日、８月13日、2010年12月16日及び2015年５月22日に改訂）

その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定した団体）の指導者。エジプシャン・イスラミック・ジハード（Egyptian Islamic Jihad）(170. に指定した団体）の元作戦・軍事指導者であり、ウサマ・ビン・ラーデン（故人）の親密な協力者であった。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

519. 削除

○外務省告示第二百号

国際連合安全保障理事会決議第一五七二号に基づき設立されたコートジボワールに関する同理事会制裁委員会が平成二十四年十一月二十五日及び平成二十五年二月二十六日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議第一五七二号9及び11に定められた措置の対象となる個人を指定する件（平成十八年外務省告示第百三十一号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十七年六月十九日　外務大臣　岸田　文雄

追加・改正項目

平成十八年外務省告示第六百五十三号、平成十九年外務省告示第二十六号、平成二十年外務省告示第六百十六号、平成二十三年外務省告示第百四十九号により改正された平成十八年外務省告示第百三十一号の別表を以下のとおり改正する。

1．シャルル・ブレ・グデ

CHARLES BLÉ GOUDÉ

（肩書）不明

（称号）不明

（生年月日）1972年１月１日

（出生地）Guibéroua, Gagnoa, Côte d'Ivoire又はNiagbrahio, Guiberoua, Côte d'Ivoire又はGuiberoua, Côte d'Ivoire

（確定可能な別名）kpoの天才（Génie de kpo）、パペ・ザディ（Gbapé Zadi）

（確定に十分でない別名）総長（Général）

（国籍）コートジボワール

（旅券番号）04ＬＥ66241、2005年11月10日、コートジボワールにて発行（失効日：2008年11月９日）、又はＡＥ／088ＤＨ12、2002年12月20日、コートジボワールにて発行（失効日：2005年12月11日）、又は98ＬＣ39292、コートジボワールにて発行（失効日：2003年11月23日）